

2025 年 6 月トピック

外国人要員の職位承認および就労期間延長に関する基準の改訂

投資委員会告示第ポー8/2568 号は、第ポー3/2567 号告示の一部を改正し、以下のとおり、外国人要員の審査および承認基準、承認職位への外国人要員の任命、並びに当該要員の職位および雇用期間の延長に関する事項について、投資奨励法第 25 条および第 26 条に基づき改正を行いました。

項目	通達第ポー3/2567 号	通達第ポー8/2568 号
定義	「外国人」とは、投資委員会の奨励を受けた企業で働く外国人の専門家および技術者をいう。	本通達第 2 項において、「外国人要員 (foreign personnel)」とは、投資委員会の奨励を受けた企業で恒常的に勤務し、投資奨励法 B.E.2520(1977 年)第 25 条および第 26 条に基づき、王国での就労が承認された外国人の専門家および技術者をいう。
	定義なし	「タイ人要員(Thai personnel)」とは、投資委員会の奨励を受けた企業において 継続的に勤務し、社会保障基金に登録されており、当該企業によって拠出金が支払われているタイ国民をいう。
	定義なし	「企業の雇用 (The enterprise's employment)」とは、投資委員会の奨励を受けた企業に雇用されているタイ人要員および外国人要員の合計人数をいう。
権利および便益の申請者の資格	特に規定なし	- 投資奨励法 B.E.2520(1977 年)第 25 条および第 26 条に基づき、権利および便益を受ける資格を有する、投資委員会の奨励を受けた企業。 - 投資奨励証書およびその他の関連法令に定められた基準を満たす企業。
外国人要員職位の承認基準	職位の承認は主に企業の構成要素に基づいて行われる。また、当該職位についてタイ人要員が十分に確保されていないことが条件となる。	さらに考慮される企業の構成要素 (components of the enterprise) の例としては、サービス提供のプロセスやタイ人要員の雇用比率などが挙げられる。

項目	通達第ポ一3/2567 号	通達第ポ一8/2568 号
外国人要員職位承認における雇用比率の考慮	特に規定なし	雇用比率は以下のとおり定められている： - 企業内の生産部門において従業員数が100名を超える場合、外国人要員の承認数は投資委員会が定める上限を超えてはならない。いずれの場合も、タイ人要員は企業全体の総従業員数の70%以上でなければならない。 - 企業内の生産部門で従業員数が100名未満の場合、またはサービス部門の場合には、タイ人要員に関する特定の比率は求められない。 6か月未満の期間で承認された職位については、上記の比率基準は適用されない。 - タイ人要員比率の要件を満たさないが、極めて重要かつ特別に必要とされる生産プロジェクトについては、案件ごとに投資委員会へ申請を行い、個別に審査される。
承認済職位への外国人要員配置承認に関する審査基準	承認済職位への外国人要員配置承認に関する審査基準は以下のとおり： - 所得水準の考慮 - エグゼクティブ職位 - マネジメント職位 - オペレーション職位 所得については雇用契約に記載された金額を基に審査されるが、最低所得額の明確な規定は設けられていない。	以下の基準が新たに審査対象として追加された： - 所得に関する要件 - エグゼクティブ職位：月額平均報酬が15万バーツ以上であること。 - マネジメント職位 月額平均報酬が7万5,000バーツ以上であること。ただし、学士号以上の学位を有する者については5万バーツ以上でも可とする。 - オペレーション職位 月額平均報酬が5万バーツ以上であること。

項目	通達第ポ一3/2567 号	通達第ポ一8/2568 号
	2. 商業分野におけるデジタル技術専門職の職位については、年齢、学歴、職務経験、最低所得額、承認職位のレベルが定められている。 3. 作業所に常駐する実務職(オペレーション職位)については、学歴に関する要件があり、かつ月額 3 万バーツ以上の最低報酬額が求められる。	- 科学技術分野の研究者職位: 月額平均報酬は 7 万 5,000 バーツ以上であること。ただし、学士号以上の学位を有する者については 5 万バーツ以上で可とする。 - エンジニア職位: 新たに審査基準に追加された職種であり、月額平均報酬は 7 万 5,000 バーツ以上であること。ただし、学士号以上の学位を有する者については 5 万バーツ以上で可とする。 - IT スペシャリストの職位については、年齢、学歴、職務経験、最低報酬額に関する基準が設定されている。ただし、任命可能な承認職位のレベルが明確に定義されていない点が、前回の通達と異なる。 - オペレーション職位については、最低年齢要件が新たに追加され、最低月額報酬額が 3 万 5,000 バーツに引き上げられている。
承認済職位および承認済外国人本人の就労期間延長に関する基準	承認済職位および承認済外国人本人の就労期間延長の承認に関する審査では、考慮される要素の例が規定されている。	承認済職位および承認済外国人本人の就労期間延長の承認に関する審査において、考慮される要素の追加例が設けられている。これには、生産能力の拡大、製品の品質基準、タイ人要員の雇用比率などが含まれる。
承認済職位および承認済外国人本人の就労期間延長における雇用比率要件	特に規定なし	各部門における雇用比率の基準は以下のとおり: - 企業内の生産部門において従業員数が 100 名を超える場合、外国人要員の承認数は投資委員会が定める上限を超えてはならない。いずれの場合も、タイ人要員の人数は企業全体の総従業員数の 70 % 以上でなければならない。 - 企業内の生産部門で従業員数が 100 名未満の場合、またはサービス部門の場合、フルタイムのタイ人要員に関する特定の比率は求められない。

項目	通達第ポ一3/2567 号	通達第ポ一8/2568 号
		6 か月未満の期間で承認された職位については、上記の雇用比率要件は適用されない。 - タイ人要員比率の要件を満たしていないが、極めて重要かつ特別に必要なとされる生産プロジェクトについては、投資委員会に申請を行い、個別審査により承認の可否が判断される。
承認済外国人本人に対する就労許可期間の延長	オペレーション職位については、延長期間は一度につき最長 1 年間とされ、当該本人の月額報酬は 3 万バーツ以上でなければならない。	オペレーション職位については、延長期間の承認は、投資奨励証書に記載された作業所の数に基づいて行われる。

パカポーン・ワンブンブット(日本語要約)

タイ国公認会計士

デジタル資産の売却益に係る個人所得税の免除に関する省令案

財務省は、省令案において、デジタル資産(暗号資産またはデジタルトークン)の売却による利益に対する個人所得税を免除することとしています。

この免除は、2018 年施行の「デジタル資産事業に関する緊急勅令」(B.E. 2561)に基づき正式に認可を受けたデジタル資産事業者を通じて行われた取引に限り、仏暦 2568 年(2025 年)から仏暦 2572 年(2029 年)までの間に発生した利益を対象とします。

従来は、個人が得たこれらの利益については、源泉徴収税率 15%が課され、その後、個人所得税の課税所得に合算して申告する必要がありました。

今回の省令案は、投資の促進およびタイをデジタル資産のハブ(拠点)とすることを推進する政策の一環として制定されるものです。

ただし、法人(会社等)については、この免税措置の適用対象外とされています。

形部記